その時… 後悔しませんか？

問合せ先　防災安全課防災係（窓口⑩）☎㊱4145

災害に備えましょう

近年、全国各地では地震・津波以外にも、大型台風や集中豪雨などの様々な自然災害により、甚大な被害が発生しています。自然災害から自分や家族の命を守るためには、正しい知識と日頃からの備えが必要です。この機会に家庭内の防災対策を再点検しましょう。

南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震では、広範囲で大きな揺れが起きるだけでなく、大津波の発生も予想されます。

市では、震度5強から6弱の揺れを観測した場合、最短で地震発生後から12分後に50㎝、20分以内には10ｍの津波が到達し、最大津波高は33ｍになると想定されています。

南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ巨大地震では、地震の発生が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合には、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。

情報が発表された場合は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、国や市からの呼びかけに応じた防災対応をお願いします。

避難するときの心得

避難するときは、動きやすい格好で、隣近所で声を掛け合い、なるべく複数で避難するようにしましょう。

特に、夜間の避難は足元が確認しにくくなるなど危険が伴います。食料や飲料水などを携行し、明るいうちからの早めの避難が大切です。

避難する際には、まずは安全な場所に住んでいる知人や親戚の家に避難できるか検討し、避難する場所がない場合には、指定緊急避難場所への避難を検討します。その際、車での避難は避け、水の流れのある場所には近づかないことが大切です。また、浸水している場合は、側溝などに転落する可能性があり危険です。

日頃から、家庭や地域で話し合い、避難経路を実際に歩いて、危険な場所がある場合には、避難経路を見直しましょう。

非常持出品の準備

非常持出品は、リュック等にまとめ、いつでも持ち出せるところに置くようにしましょう。

持出品には、貴重品（現金・免許証など）や、非常食・飲料水、衣類（タオル・下着など）、救急医薬品・常備薬などが挙げられますが、これら以外にも、乳幼児や高齢者がいるご家庭や、治療中の病気がある方などは、それぞれの環境や事情に合わせて必要なものを予め準備しておくと安心です。

食料や飲料水は最低3日分（1人1日3リットル程度、非常食は、火を通さなくても食べれるものが便利）可能であれば1週間分の備蓄を行いましょう。

食料品・備蓄品のチェックリスト

- □食料：お米、レトルト食品、缶詰、カップ麺など
- □燃料：卓上コンロ、固形燃料、カセットガスなど
- □衣類：タオル、下着、靴下など
- □救急医薬品：絆創膏、傷薬、包帯、胃腸薬など
- □貴重品：現金（10円玉、100円玉などあると便利）、通帳、印鑑、免許証など
- □携帯ラジオ：AM、FMの両方が聞こえるもの　予備電池も用意
- □携帯電話：充電器も用意
- □懐中電灯：できれば1人につき1つ、予備電池も用意
- □その他:ティッシュ、洗面用具、マスク、体温計、消毒液、寝袋、非常用簡易トイレなど
- ・乳幼児のいる方：粉ミルク、離乳食、紙おむつなど
- ・高齢者の方：介護用品、持病の薬など
- ・女性の方：生理用品など

正しい情報を入手しましょう

災害発生の危険性が高まっているときや災害発生時には、誤った情報やデマが拡散されるおそれがあります。市や消防、警察、情報機関などから流れる正しい情報を自ら入手するようにしましょう。

情報の入手先には、テレビ（テレビデータ放送）やラジオ、インターネット等がありますが、県や市では、次のような方法などにより、災害時に情報を発信します。

①下田市メール配信サービス

同報無線で放送した内容や防災・防犯情報、ワクチン接種の情報などもメール配信しており、現在（7月末時点）5764人の利用者登録があります。

登録者数は、1年前より800人以上増加していますが、まだ、登録していない方はぜひ、登録をお願いします。

登録用QRコード

②戸別受信機の貸与

同報無線のデジタル化に伴い、防災ラジオに代わり、戸別受信機を無償で貸与します。

自宅などで同報無線の内容を確認できます。貸与には、メールやFAX、郵送などによる申込みが必要です。

申込用紙は防災安全課窓口で入手又は市ホームページで「戸別受信機」と検索の上、ダウンロードしてください。

③静岡県総合防災アプリ

県では、スマートフォン向けアプリ「静岡県防災」を配信しています。アプリでは、緊急防災情報の通知や現在位置の危険度確認などの機能を日本語、英語、中国語などの12言語で利用できます。

防災アプリの問合せ先
県危機情報課
☎054-221-3694

警戒レベルを用いた避難情報

大雨などの際に発表される避難情報について、5段階の警戒レベルにより発令し、市民の皆さまがとるべき行動が明確化されています。

【警戒レベル1、早期注意情報】が発表された際は、災害への心構えを高めるようにしましょう。

【警戒レベル2、大雨・洪水・高潮注意報】が発表された際は、避難に備え、自身の避難行動を確認するようにしましょう。

【警戒レベル3、高齢者等避難】が発令された際は、避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、避難を開始するようにしましょう。その他の方についても、避難準備を始めたり、危険を感じたら、自主的に避難を開始するようにしましょう。

【警戒レベル4、避難指示】が発令された際は、危険な場所から全員避難するようにしましょう。立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令しますので、発令されたタイミングでの避難をお願いします。

【警戒レベル5、緊急安全確保】が発令された際は、自宅や近隣の建物など、今いる場所で直ちに身の安全を確保するようにしましょう。すでに、災害が発生・切迫している場合に、市が可能な範囲で発令する情報です。必ず発令されるとは限りませんので、警戒レベルに関係なく、危険な場所にいる場合は、早めに身の安全を守るための行動をとるように心がけてください。

耐震シェルター整備事業費補助金の補助率拡大

市では、住宅内に安全な空間を確保することで、人的被害を軽減し、速やかな避難につなげられるよう、耐震シェルターを整備する場合に補助金を交付しています。耐震対策を推進するため、補助率を3分の2へ、補助上限額を20万円へ拡大しましたので、ぜひご活用ください。

対象者

次の全てに該当する方

①市内に住所を有する方

②耐震シェルターを整備する住宅の所有者又は居住者

③世帯全員が市税を滞納していない方

対象住宅

次のいずれにも該当する住宅

①昭和56年5月31日以前に建築又は着工された2階建以下の木造住宅

②耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅

③耐震診断後に耐震補強工事を行っていない住宅

対象経費

耐震シェルター本体購入費及び設置費（床下工事その他付帯工事を除く）

補助金の交付には、事前の申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、防災安全課までお問い合わせください。